

特別区における
女性職員活躍推進のための取組指針

～ 全ての職員が能力を最大限発揮できる職場を目指して ～

平成 26 年 3 月
特別区人事委員会

はじめに

特別区は、複雑・高度化する行政課題に対応するため、職員個々の力を結集し、組織活力の維持・向上に努めなければなりません。こうした考え方の下、本委員会は、平成24年の「職員の給与に関する報告及び勧告」（以下「勧告」という。）において、男女間で昇任状況等に差があることを踏まえ、「女性職員を積極的に活用することで組織のさらなる活性化を図る観点から、女性職員に対する昇任意欲醸成に向けた方策を検討する。」と言及しました。

さらに、平成25年の勧告では、「女性職員の活用や昇任意欲醸成に向けた各区の取組みを支援するため、指針を策定し、組織活力の維持向上に努めていく。」と言及したところです。

これらを踏まえ、本委員会は、「昇任に関する職員意識調査」の男女別分析、各区の女性職員等による意見交換会を実施し、「特別区における女性職員活躍推進のための取組指針」（以下「指針」という。）を策定しました。

この冊子は、指針とともに、活躍推進のための取組事例等を取りまとめたものです。各区における女性職員の活躍推進に向けた取組にご活用いただければ幸いです。

特別区人事委員会

【 目 次 】

第1部 特別区における女性職員活躍推進のための取組指針

1	基本的な考え方	1
2	取組の方向性	2
3	取組支援	3

第2部 背景、課題、活躍推進のための取組事例

第1章	なぜ、女性活躍推進なのか	5
1	活躍推進が求められる背景と意義	5
2	活躍推進の効果	7
第2章	特別区における現状と課題	8
1	現状	8
2	原因分析	9
3	課題	16
4	今後の取組	17
第3章	活躍推進のための取組事例	18
1	取組事例一覧（総括表）	18
2	取組事例（個別項目）	20

参考資料

資料1	特別区・他団体等における登用状況等	29
資料2	平成22年度昇任に関する職員意識調査＜男女別分析結果＞	51
資料3	平成25年度女性職員による意見交換会実施結果報告書	81
資料4	職員の給与に関する報告及び勧告（特別区人事委員会）（抄）	105
資料5	女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針	111

【本冊子の位置づけ】

地方公務員法第八条に基づき作成